

洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和4年3月発行

『第59回淡路農林水産祭 農林水産功労者』受章者の紹介

令和4年1月15日に伊弉諾神宮において、今年で第59回を迎える淡路農林水産祭が開催され、農林水産功労者として次の方が受賞されました。おめでとうございます。

農林水産功労者表彰者

浦島 洋二 さん

住所／洲本市五色町広石上
業種／農業（複合経営）



表彰状を受け取る浦島さん
(提供＝淡路島テレビジョン)

浦島さんは、JAの人口授精師として長年、地域の畜産業を支えてきました。

定年退職後は、水稲、ピーマン栽培、繁殖和牛など複合経営を営んでおり、平成28年から平成29年までの2年間は、五色ピーマン部会長、淡路日の出ピーマン部会長を、令和元年から令和2年までの2年間は、五色丘和牛改良組合長、淡路五色和牛改良組合長、洲本市和牛改良協議会会長を歴任。

地域農業のリーダーとして多大な功績を果たされました。

農林水産功労者表彰者

竹池 二郎 さん

住所／洲本市大野
業種／農業（畜産）



インタビューを受ける竹池さん
(提供＝淡路島テレビジョン)

竹池さんは、長年に渡り繁殖和牛経営に携わり、洲本市優良繁殖和牛事業を活用し、優良な繁殖雌牛を多数導入するとともに、自家保留による繁殖雌牛の増頭や兵庫県畜産共進会への連続出品など地域の繁殖和牛振興に取り組みました。

平成29年には洲本市畜産クラスター事業会長、平成30年4月には淡路家畜商業協同組合 組合長に就任し現在に至るなど、地域の繁殖和牛振興に、日夜、取り組まれた功績は大きいです。



農業者年金制度の改正について

対象

新規加入の人
平成14年からの新制度の適用を受けている人

令和4年1月1日から

35歳未満の農業者が加入しやすいよう保険料が引下げ
(月額1万円から加入できます)

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できます。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げされます。)

令和4年4月1日から

年金の受給開始時期の選択肢が広がります
(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金受給要件を満たした人は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

年金の受給開始時期

- 農業者老齢年金：65歳～75歳
- 特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

年金の受給要件

- 農業者老齢年金…65歳以上であること
- 特例付加年金…60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること/農業を営む者でないこと/65歳以上であること

令和4年5月1日から

農業者年金の加入可能年齢が、60歳から65歳に上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する人で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人も農業者年金に加入できるようになります。

国民年金の任意加入者：国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の人で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している人をいいます。

問い合わせ先 独立行政法人農業者年金基金

- | | | |
|--------------------|-----------|---------------|
| ● 農業者年金制度の改正全般について | 企画調整室 | ☎03-3502-3942 |
| ● 保険料、加入可能年齢について | 業務部適用・収納課 | ☎03-3502-3944 |
| ● 年金の受給開始時期について | 業務部給付課 | ☎03-3502-3945 |

詳しくは農業者年金基金を検索!

農地転用は兵庫県知事の許可が必要です



農地転用とは、農地などを住宅や資材置場、駐車場など農地以外の用途に変更することです。農地法第4条または第5条に基づき申請を行い、県知事の許可を受ける必要があります。

申請書の受付の締切は、毎月5日（休みなら翌開庁日）です。また、農地の場所や転用目的によっては、許可が下りない場合がありますので、転用を計画される場合は、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

尚、許可が下りる場合でも、審査に数カ月を要しますので、転用を希望される場合は早めの手続きをお願いします。

違反転用者には厳しい措置があります

この許可を受けずに無断で転用した場合、罰則（3年以下の懲役または300万円（法人は1億円）以下の罰金（農地法第64条、第67条））があります。農地転用の計画がある場合は、事前に農業委員会までご相談ください。



農地の貸し借りを お考えの方へ



農地の貸し借りには、農業経営基盤強化促進法により利用権を設定する方法があります。

高齢のため農地を耕作するのが難しい人や後継者がいないために将来の農地の維持管理が心配な人は、検討してみてください。いかがでしょうか。

○貸借期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。

○貸借期間が満了すれば自動的に貸借関係は消滅し、確実に貸し手に農地が返還されます。

○貸借期間中は安心して耕作できます。

○継続して賃借を希望する場合は、再び利用権を設定することも可能です。



相続登記の義務化について



法改正により、所有者不明土地の発生予防のため、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

相続人は、相続や遺贈で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う義務があります。正当な理由のない申請漏れには過料の罰則があります。

なお、相続が開始した旨及び自らが相続人である旨を申し出た場合は義務を履行したものとみなすことができます。田畑を含め、不動産を相続したら速やかに、法務局へ相続登記を申請しましょう。

問い合わせ先

相続登記に関すること

▼神戸地方法務局洲本支部

☎0796-2210497

法務省HP

「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」

▼URL

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

農業経営収入保険

～自ら生産した農産物をサポートします!～

青色申告をされている農業者であれば、あらゆる経営リスクに対応します!



※新型コロナウイルスの影響による価格低下も対象になります。



問い合わせ先

兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所
〒656-2126 洲本市安乎町宮野原字久友784番2
TEL(0799)28-1653 FAX(0799)28-1655



NOSAIひょうご

NOSAIひょうご

検索



農家の皆さん 読んでみませんか!

全国農業新聞

週刊

- 月4回金曜日発行
- 発行所:全国農業会議所

月額 **700円** (税込み)

紙面購入者には、無料で電子版の閲覧が可能です。
購読のお申し込みは、農業委員会事務局まで。

スマホやタブレット利用者向け

全国農業新聞電子版

電子版のみの購読が可能になりました

■クレジットカード払い

お申込みはインターネットで!

全国農業新聞 電子版

検索

月額**500円**で
紙媒体より
お得

購読するとオンライン講座が無料で閲覧可能!

農業用軽油免税証の交付申請の際には、耕作証明書の提出が必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。免税をご希望される人は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。初めての申請される人は、あらかじめ洲本県税事務所へお電話にてお問い合わせください。

問い合わせ先 洲本県税事務所 課税第2課 ☎0799-26-2030

農業委員会では毎月

5日 申請等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌開庁日)

22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口
TEL 0799-24-7628 (直通)

FAX 0799-25-3590

ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

